

マイナンバーカードの普及が遅れている。マイナンバー制度が導入されて5年目に入るが、カードの発行枚数は1,800万枚そこそこ国民の2割にも満たない。政府は、2018年1月「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定しているが、これを実現するには、マイナンバーカードのICチップに搭載された本人確認機能の活用が必須となる。そこで2022年度中に、「ほとんどすべての住民が、マイナンバーカードを保有している」状況を目標に掲げた。

促進策の1つが、オリンピック後の消費活性化策として、カードを取得しキャッシュレス決済で買い物すればポイントが付与される「マイナポイント制度」だ。2万円の支払に対して5,000円のポイントがもらえるようだ。

たしかにわが国は、行政のデジタル化が著しく遅れている。いまださまざまな局面で印鑑が必要であるし、金融機関などへマイナンバーを提供する際に、カードを紙にコピーして免許証を貼り付ける必要があり、パラドックスのようなことが横行している。

多くの先進国をみると、「民間」「国民（1人ひとり）」「政府」が番号を介して一直線につながっており、行政サービスや民間サービスがオンラインで連携している。

さて、デジタル・ガバメントに不可欠なカード普及ということには大賛成だが、そのために税金（ポイント）をばらまくというのは本質をはずしている。誰がどの店でどう使うのかなど、キャッシュレス還元並みの大騒動が起きそうだ。現在コンビニでの住民票の写しの取得（コンビニ交付）などごくわずかしかかないカード入手のメリットを作り出し、国民がカードを入手したいというインセンティブを考えることこそが王道だろう。

まずは、2021年3月から始まるカードの健康保険証利用を確実に進めていくことだ。これは医療データの活用にもつながっていく。

次に税務分野での活用が国民の利便性を高めることにつながる。そのために必要なツールは、2017年11月から始まっているマイナポータルである。これは、国民すべてに設けられたポータルで、カードをリーダーに読み込ませパスワードを入力して立ち上げる。行政からの情報を受け取るお知らせ機能や、民間からの情報も入手

できる送達サービス機能もあり、「民間」「国民」「政府」の3者を効率よくつなげることが可能なツールだ。

すでに医療費控除に必要な資料を（一部）保険者から入手できるし、2020年の確定申告からは生命保険料控除の証明書、住宅取得資金残高証明書、特定口座年間取引報告書など民間事業者と連携して入手が可能となる。

筆者が本連載でもたびたび提案してきた「日本型記入済み申告制度」は、この

延長にある。今後、プラットフォームを通じて仕事を探し働く人が形成するギグ・エコノミーが拡大するが、彼らの税務申告（e-Tax）の利便性を高めるためにもこの制度は有効だ。今年の申告から、仮想通貨（暗号資産）交換業者の取引データが納税者に直接送付され、納税者が専用アプリで利益を自動計算、e-Taxにつなげる制度ができるが、これを今後他の民間プラットフォームにも適用拡大していけば、利便性はさらに向上する。

デジタル・ガバメントは、税務の分野から始まるうとしているといっても過言ではない。筆者は2015年に中央経済社から『未来を拓くマイナンバー』（編著）を出版し行政や民間でのサービス拡大の必要性を訴えてきた。「遅々として進みつつある」というのが本当のところだ。

連載

第154回

マイナンバーカードの普及は  
正攻法で

# 税制之理

ことわり

東京財団政策研究所研究主幹  
森信茂樹  
中央大学法科大学院特任教授